

棚田地域振興活動加算について

1 棚田地域振興活動加算の概要

棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域において、指定棚田地域振興活動計画に基づいた取組を行う場合に交付額を加算するもの。（第5期対策から加算の要件に変更のないもの）

(1) 対象農地

指定棚田地域振興活動計画に位置づけられた棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

(2) 交付単価

区 分	交付単価
急傾斜（田：1/20以上、畑：15度以上）	10,000 円/10a
超急傾斜（田：1/10以上、畑：20度以上）	14,000 円/10a

(3) 目標設定

次の①～③の各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定める。さらに、3つの目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要がある。

- ① 棚田等の保全に関する目標
- ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標
- ③ 棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標

2 岩手県内の取組状況

(1) 棚田地域振興活動加算の活用状況

- ・ 本県では、9地域が指定棚田地域の認定を受けている（令和8年5月31日現在）。
- ・ このうち、遠野市と花巻市の2協定が棚田地域振興活動加算を活用している。

（北上市の1協定は、現在、指定棚田地域振興活動計画の承認申請中。今年度から同加算の活用を予定）

市町村	指定棚田地域 (旧市町村)	指定・認定時期		集落協定名	棚田地域振興活動加算	
		地域 指定	計画 認定		交付年度	交付額 (R7)
紫波町	水分村	R2.12	R3.9	—	—	—
	志和村			漆原集落協定	R4～R6	—
	彦部村			—	—	—
	佐比内村			—	—	—
	赤沢村			—	—	—
	長岡村			—	—	—
遠野市	宮守村	R3.4	R3.6	中山間迷岡・宮守 川上流集落協定	R3～	7,150 千円
花巻市	矢沢村	R6.4	R6.6	母衣輪集落協定 管理組合	R6～	2,928 千円
北上市	稲瀬村	R7.12	R8.6 (予定)	上門岡第1集落協定	R8～ (予定)	—

(2) 第三者委員会による取組目標の審議について

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の2（2）において、棚田地域振興活動加算の目標について、県が設置する第三者委員会で確認・意見聴取を行うことが規定されているもの。